

令和7年度 第2回 旭川方面稚内警察署協議会 議事概要

1 開催日時

令和7年9月18日（木）午前11時25分から午後0時30分までの間

2 開催場所

旭川方面稚内警察署 会議室

3 出席者

(1) 協議会 委員長 員：7名

○ 会長	田 尻	隆	志
○ 副会長	加 藤	重	紀
○ 委員長	安 田	利	之
○ 委員長	加 藤	陽	朋
○ 委員長	佐 藤	志	介
○ 委員長	高 橋		愛
○ 委員長	原		奈

(2) 稚内警察署 署長 員：9名

○ 署長	横 山	博	暁
○ 副署長	鈴 木	光	俊
○ 警務課長	中 居		誠
○ 会計課長	佐 藤		磨
○ 生活安全課長	塩 谷	仁	志
○ 地域課長	北 川	千	展
○ 刑事課長	大 西	崇	典
○ 交通課長	高 木	秀	樹
○ 警備課長	八 谷		光

4 業務概況等の説明

- (1) 生活安全課の取組について
- (2) 交通課の取組について

5 前協議会での要望に対する取組について

- (1) 要望
特殊詐欺被害防止等に関する情報発信に関して、介護系事業者を含めることを検討してはどうか。
- (2) 取組
要望を受けて、特殊詐欺を含めた防犯に関する情報発信を介護系事業者にも拡大し、同事業者から利用者に対しての未然防止の呼び掛け依頼を行う仕組みを構築しました。

6 警察活動に対する意見・要望等

- (1) 国勢調査と称した電子メールがきた。国勢調査に関する詐欺メールはあるか。

【回答】

国勢調査をよそおった不審な電子メールがあると把握しています。

国勢調査に関する不審な電子メール、不審電話、不審者の訪問などがあれば、警察に通報してください。

- (2) 全道各地で熊の出没が目撃されているが、警察官が所持する拳銃を発砲して熊を駆除することはできないのか。

【回答】

警察官の所持する拳銃は狩猟用ではないため駆除することは難しいです。

熊の出没があれば、各自治体と協力して適切に対応していきます。

- (3) 警察官の口の利き方が悪い、高圧的な態度を受けたとの意見を地域住民から聞くことがある。取扱いの内容によっては強い口調も必要だと思うが、市民応接に関してどのように取り組んでいるのか。

【回答】

北海道警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令には、第3条に「人権を尊重し公正かつ親切に職務を執行すること。」、第5条に「市民との応接に際しては、市民の要望、意見等を的確に把握し、常に応接態度及び言葉遣いに配慮するなど相手の立場に立って親切、丁寧かつ迅速にこれに当たらなければならない。」と定めており、不適切な市民応接はあってはならないとの姿勢で臨んでいます。

市民応接に関して苦情を受けた場合は、必ず調査して事実確認を行っています。

今後とも署員に対する人間教育を進め、コミュニケーション能力を磨き、住民に信頼され、親しみやすい警察を目指して参ります。

- (4) 信号や一時停止標識のない交差点において、歩道上の植樹が見通しを悪くしているので、ミラーの設置が必要と考える場所がある。

【回答】

見通しが悪く危険だと思われる場所に関して通報していただければ警察で現場を確認します。

ミラーの設置は道路管理者が主管していますが、道路管理者に対して必要な情報提供を行うことができます。

7 次回の開催予定
12月を予定